岩手県社会福祉審議会における各専門分科会及び部会の概要

１　民生委員審査専門分科会

①　設置根拠

社会福祉法第１１条第１項（法に基づく義務設置）

②　設置目的（内容）

民生委員法第５条第２項及び第１１条第２項の規定に基づき、民生委員の委解嘱の適否について調査審議する。

２　身体障害者福祉専門分科会及び審査部会

①　設置根拠

専門分科会：社会福祉法第１１条第１項（法に基づく義務設置）

審査部会：社会福祉法施行令第３条第１項（政令に基づく義務設置）

②　設置目的（内容）

○　分科会においては、身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師の指定について審議する。（通常、審査部会と同時開催）

○　審査部会においては、身体障害者福祉法施行令第５条の規定に基づく身体障害者の障害程度の審査、並びに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第１項に規定する医療機関の指定審査を行う。

３　児童福祉専門分科会及び措置部会

①　設置根拠

専門分科会：社会福祉法第１２条第１項及び第２項（法に基づく任意設置）

措置部会：岩手県社会福祉審議会運営規程第４条第１項

②　設置目的（内容）

○　分科会では、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、母子家庭の福祉に関する事項の調査審議、児童福祉法第 18 条の 20 の２第２項の規定による保育士の登録、第 35 条第６項の規定に基づく保育所の設置の認可、第 46 条第４項の規定による児童福祉施設の事業の停止の命令、第 59 条第５項の規定による認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令、同法施行令第２９条の規定に基づく里親の認定審査等を行う。

○　措置部会においては、児童福祉法第 11 条第１項第２号リの規定による調査審議及び意見の具申、同法第 27 条第６項の規定及び児童福祉法施行令第 31 条による要保護児童の処遇についての調査審議、同法第 33 条の 15 第３項に係る事項の審議、児童虐待の防止に関する法律第 4 条第 5 項の規定に基づく児童虐待事例の検証を行う。

４　老人福祉専門分科会

①　設置根拠

社会福祉法第１１条第２項（法に基づく任意設置）

②　設置目的（内容）

老人の福祉に関する事項を調査審議する。